

市税の納付回数・納付月が 変わります！

デジタル化推進のため、全国標準システムの導入が国により義務付けられました。

小野市においても、全国標準に合わせて**市税の納付回数等を変更**します。（※年税額は同じです）

・変更前（令和7年度まで）

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	10回			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
固定資産税 (市内在住者)	10回			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
固定資産税 (市外在住者・法人)	4回		1		2		3			4			
国民健康保険税	10回			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10



★ 変更後（令和8年度から）

・住民税、固定資産税（市内在住者）は10回→4回になります。
・国民健康保険税は10回→9回になります。

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			1		2		3			4		
固定資産税 (市内在住者)	4回		1		2					3		4	
固定資産税 (市外在住者・法人)	4回		1		2					3		4	
国民健康保険税	9回				1	2	3	4	5	6	7	8	9

⚠ ご注意ください

- 給与・年金から天引き（特別徴収）されている方は納付回数・納付月の変更はありません。
- 納税通知書と**年度分の納付書（全納用と各納付月用の全て）を一括で送付**します。
(月毎の納付書の送付は行いませんので納付時期まで大切に保管して下さい。)
- 口座振替の方は、**納税通知書のみ送付**します。（納付書は送付しません）

【お問合せ】小野市総務部 税務課（庁舎1階 9番窓口）

☎ 住民税・国民健康保険税（市民税係）：63-1009 固定資産税（資産税係）：63-1689